

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事

様

申請者 〒108-0075
住 所 東京都港区港南一丁目8番15号
氏 名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号 050-2017-4047

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん及び第13号廃棄物
以上18種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）
積替え・保管行為を含まない

事務所及び事業場の所在地

事務所 日本貨物鉄道株式会社 九州支社 鳥栖総合鉄道部
鳥栖市原町字大野1370番4
〒841-0024 電話番号050-2017-4282

事業場 鳥栖貨物ターミナル駅
鳥栖市原町字大野1370番4
〒841-0024 電話番号050-2017-4282
鍋島駅
佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3010番1
〒840-0857 電話番号050-2017-4304

事業の用に供する施設の種類及び数量

駅施設、コンテナ貨車

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管を行わない。

* 事務処理欄

（日本産業規格 A列4番）

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。県のホームページにおいて産業廃棄物処理業者名簿（許可証の内容及び連絡用電話番号）を公開しておりますが、公開に同意されない場合はお申し出ください。）



産業廃棄物収集運搬業許可証

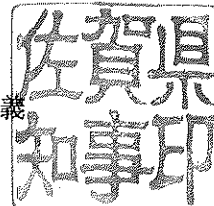
住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和2年（2020年）11月15日

許可の有効年月日 令和7年（2025年）11月14日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、第13号廃棄物、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）

以上18種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年11月15日 更新許可

令和4年 8月 4日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無